

令和9年度厚真町起業型地域おこし協力隊募集要領

北海道厚真町は、北海道中央南部、太平洋に面する農村地帯で、道都札幌、海洋物流拠点の苫小牧、そして空の玄関口である新千歳空港に近接する人口約4,200人の町です。北海道の中でも積雪量が少ない比較的温暖な気候の町で、陸・海・空のすべての交通アクセスに恵まれ、首都圏とも日帰り往復が可能です。

北海道内有数の米どころでもあり、農産物はもちろん、海の幸、山の幸など安心・安全な地元食材をたっぷりと味わうことができます。

しかしながら、人口は減少傾向にあり、このままでは地域全体が衰退していくおそれがあります。そこで、地域外の人材を積極的に誘致し、意欲ある都市住民による新しい風をおこすことにより、地域力の維持・強化を図るため、厚真町起業型地域おこし協力隊を募集します。

活 動 内 容	1 厚真町を拠点にした起業 2 地域おこし活動：地域のイベントの支援や地域活動等への参加 3 その他、地域活性化に資する活動
募 集 対 象 者	令和9年4月1日現在で原則として満20歳以上、満60歳以下の方で、次のすべての項目に該当する方が対象になります。 1 町内に住民登録していた実績が1年以上なく、現在、3大都市圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、奈良県及び兵庫県をいう。）をはじめとする都市地域等のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）及び半島振興法（昭和60年法律第63号）に指定された地域以外の地域及び政令指定都市に生活の拠点を置く住民で、本町に住民票を移すことができる方、または厚真町に住民票を置く起業を目指す町民 2 地域活性化に熱意のある方（経験不問） 3 原則普通自動車免許証及び自家用車を持っている方（令和9年4月1日現在で自家用車を所有できる方を含みます） 4 パソコンの操作（ワード、エクセル等）ができる方 5 心身ともに健康で、誠実に職務ができる方 6 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない方 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない方
募 集 人 員	若干名
勤 務 地	厚真町
身 分 ・ 期 間	1 身分 厚真町起業型地域おこし協力隊（起業型協力隊） 「厚真町起業型・協働型・研究型地域おこし協力隊設置要綱」に基づき町長が委嘱し、雇用契約は結びません。 2 期間 委嘱の日から1年間（ただし、年度の途中での委嘱の場合は、委嘱年度終了まで）。年度末に、業務・活動状況などの評価を行い、最長3年まで任務期間を延長することができます。
待遇・福利厚生等	1 報償費 予算の範囲内で支給

	※町内に扶養家族がいる場合、金額の上乗せをします。 ※令和8年度実績 24歳以下 扶養無し上限308,000円/月 25歳以上 扶養無し上限340,000円/月 源泉徴収有り 2 活動費助成 予算の範囲内で助成（住宅家賃相当分、活動車両維持・燃料費、健康保険料及び年金保険料相当額、事業に係る保険など） ※令和8年度実績 任期1年目上限 486,000円/年 任期2,3年目上限 886,000円/年 3 雇用契約を結ばないことから、雇用保険には加入しません。
応募手続き等	1 応募方法 ローカルベンチャースクールにエントリーしてください。 2 締切り 令和8年10月31日（土）午後6時 3 提出書類 ①エントリーシート ②事業概要 4 受付場所（問い合わせ先） 株式会社エーゼログループ厚真町支社 北海道勇払郡厚真町新町105 https://atsuma-challenge-ouen.jp/lvs
選考	1 ローカルベンチャースクールエントリーによる書類選考 2 ローカルベンチャースクール参加 原則事業内容のブラッシュアップを行う場に参加してください。 3 ローカルベンチャー選考会 プレゼンテーションにより選考します。選考結果は当日に口頭でお伝えします。 4 最終合意 条件面のすり合わせを行い採択となります。

担当 〒059-1692

北海道勇払郡厚真町京町120番地
厚真町まちづくり推進課政策推進グループ
電話：0145-27-3179（直通）
FAX：0145-27-2328
E-mail：seisaku@town.atsuma.lg.jp